

保険料の免除制度があります

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」「若年者納付猶予制度」や「学生納付特例制度」があります。

平成 26 年度分の免除等が申請できる期間

申請免除制度 (全額・一部) 申請できる期間 平成 26 年 7 月から 平成 27 年 6 月まで	若年者納付猶予制度 (30 歳未満の方のみ) 申請できる期間 平成 26 年 7 月から 平成 27 年 6 月まで	学生納付特例制度 (学生の方のみ) 申請できる期間 平成 26 年 4 月から 平成 27 年 3 月まで
申請者本人のほか、配偶者・世帯主も所得基準の範囲内である必要があります。 ※ 免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、前年の所得に応じて審査します。	30 歳未満の若年者については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得要件に応じて、納付が猶予されます。	本人の前年所得が 118 万円以下の学生が対象です。

免除・猶予等と未納の違い

	納付	法定免除 (注1) 申請免除 (全額)	申請免除 (一部) (注2)	若年者納付猶予 学生納付特例	未納
老齢基礎年金を受け取るための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません
老齢基礎年金額	○ 含まれます	○ 一部含まれます	○ 一部含まれます	× 含まれません	× 含まれません
障害・遺族基礎年金を受け取るための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません

(注1) 法定免除とは、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方が、届け出ることにより保険料の全額が免除されます。

(注2) 申請免除(一部)については、免除とならない部分の保険料を納付することが必要です。

過去2年間に保険料の未納期間はありませんか

平成 26 年 4 月から、申請時点の 2 年 1 か月前の月分まで免除申請をすることができます。

手続きに関するお問い合わせ

日本年金機構 新潟西年金事務所 (国民年金課) ☎ 025-225-3012
 市役所市民生活課 年金係 ☎ 63-5112
 各支所・行政サービスセンター 国民年金担当